

## 第25期 第5回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和5年11月29日(水曜日) 午後1時30分～午後2時00分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階 北会議室				
出席農業委員	寒河江 一富	今泉 宏治	早勢 光明	野村 真理子	計6名
	嶺野 眞弓	堀 勝			
欠席委員	中岡 亮太				計1名

### 審議事項

#### 報告第1号 現況証明願の専決処分について

番号	所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m <sup>2</sup> )	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市 字美沢 101番5	山林	登録なし	6,272	■■■■市字■■■ ■■■番地 ■■ ■■ (■■ ■■)	地目変更の為	農地	農業委員 今泉 宏治 早勢 光明  推進委員 田中裕美子 溝口 憲昭
2	苫小牧市 字美沢 101番121	山林	登録なし	6,272	■■■■市字■■■ ■■■番地 ■■ ■■ (■■ ■■)	地目変更の為	農地	
3	苫小牧市 字美沢 101番122	山林	登録なし	6,272	■■■■市字■■■ ■■■番地 ■■ ■■ (■■ ■■)	地目変更の為	農地	
4	苫小牧市 字美沢 101番129	宅地	登録なし	459.52	■■■■市字■■■ ■■■番地の■■ ■■■ ■■	地目変更の為	農地	
5	苫小牧市 字錦岡 34番15	畑	登録なし	330	■■■■市■■■町 ■■丁目■■番■■号 行政書士■■■ ■■■ (■■ ■■)	地目変更の為	農地・採草 放牧地以外	農業委員 野村真理子 堀 勝 嶺野 眞弓  推進委員 藤澤 純 横山 裕二

審議結果	原案承認
------	------

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

(相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏 名		住 所	
	■■■■		■■■■市字■■■ ■■■番地	
2 届出に係る土地の所在等	所 在・地 番	地 目		面 積 (㎡)
		登 記	現 況	
	字樽前 142 番 1	畑	畑	4,872.00
	143 番	畑	畑	22,204.00
	144 番 1	畑	畑・宅地	18,822.00
145 番	宅地	畑	991.73	
3 権利を取得した日	平成 11 年 8 月 12 日			
4 権利を取得した理由	■■■■ ■■■ 死亡による相続			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	(有) ・ 無			

審議結果 原案承認

議案第1号 農用地利用状況報告について

農地法第6条の2第1項の規定による報告

農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定する者の氏名等	氏 名	(有)■■■・■■■・■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■■		
	住 所	■■■■市■■■■ ■■■番地		
報告に係る土地の所在等	所在・地番・地目・面積	字植苗 119 番の内	畑	16,164 ㎡
			その他	78,267 ㎡
	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	アロニア	5,000 ㎡	
		放牧地	11,164 ㎡	
	生 産 量	—		
	反 収	—		
権利の設定を受けた農地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響	なし			
地域の農業における他の農業者との役割分担の状況	なし			
業務執行役員又は重要な使用人の状況 (個人の場合は記入不要)	■■■■ (牧場長)	年間従事日数	300 日	

※農地法第6条の2第1項の確認書は別紙1

審議結果 原案可決

議案第2号 国有地の現況確認及び3条申請資格者の判定について

1 国有地の現況確認

所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積 (㎡)	申請者 (所有者)	願出理由	確認結果 (現況地目)	耕作者
苫小牧市 字樽前 558 番	畑	登録なし	2,241	■■■■■■■ (■■■■)	国有財産の 売払いの為	農地 (畑)	■■■

2 隣接地の所有者の3条申請資格者の判定について

所在・地番	現況地目	所有者	耕作者	3条申請資格者の有無		所有者、耕作者の関係
				所有者	耕作者	
苫小牧市字樽前 142 番 1 143 番 144 番 1 145 番	畑 畑 畑 畑	■■■ ■■■	■■■ ■	有	有	兄弟 (同一世帯)
苫小牧市字樽前 146 番 1	畑	■■■ ■■■	■■■ ■■■	有	有	本人

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第3号—1 (基盤強化法 賃貸借の合意解約)

貸人の住所・氏名		借人の住所・氏名	
■■■市■■■町■■■丁目■■■番■■■号 ■■■ ■■■ ■■■市■■■町■■■丁目■■■番■■■号 ■■■ ■■■		■■■郡■■■町字■■■番地■■■ 合同会社 ■■■■■■■■■■ 代表社員 ■■■ ■■■	
土地の表示			
所在・地番	登記地目	現況地目	面積 (㎡)
苫小牧市字樽前 188 番 1 の内	畑	畑	23,660 の内 12,000
契約内容	契約期間		合意解約日
農業経営基盤強化促進法による賃貸借 (H30-18号)	H31年4月1日～R6年3月31日		R5年10月31日
			土地引渡し日 R5年11月30日

議案第3号—2（農地法第3条 使用貸借の合意解約）

貸人の住所・氏名		借人の住所・氏名	
■■■市字■■■■番地の■■ ■■■ ■■		■■■市字■■■■番地の■■ ■■■ ■■	
土地の表示			
所在・地番	登記地目	現況地目	面積（㎡）
苦小牧市字美沢 101 番 1 101 番 6 102 番 1 102 番 5 102 番 16	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	64,743 6,918 14,691 567 498 (合計 87,417)
契約内容	契約期間	合意解約日	土地引渡し日
農地法第3条による使用貸借	H25年3月27日～R25年3月26日	R5年10月31日	R5年11月30日

議案第3号—3（農地法第3条 使用貸借の合意解約）

貸人の住所・氏名		借人の住所・氏名	
■■■市字■■■■番地の■■ ■■■ ■■		■■■市字■■■■番地の■■ ■■■ ■■	
土地の表示			
所在・地番	登記地目	現況地目	面積（㎡）
苦小牧市字美沢 101 番 123 101 番 129	畑 宅地	畑 畑	6,941.00 459.52 (合計 7,400.52)
契約内容	契約期間	合意解約日	土地引渡し日
農地法第3条による使用貸借	H30年12月25日～R25年3月26日	R5年10月31日	R5年11月30日

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号 令和5年度農地パトロール(利用状況調査)結果について

◎ 地区担当委員個別調査結果 (令和5年8・9月)

		筆数	面積 (㎡)
調査対象地 (a)		630	13,508,543.25
市有地等 (b)		100	4,109,470.74
個別調査対象地 (a－b)		530	9,399,072.51
調査結果	優良農地	523	9,376,429.51
	全体調査対象地 (前年度の遊休農地、文書指導対象地を含む)	7	22,643.00

◎ 全体調査結果 (令和5年11月2日実施)

判定区分			筆数	面積 (㎡)
農地法第32条第1項第1号遊休農地	緑区分	A	—	—
	黄区分	B	—	—
農地法第32条第1項第2号遊休農地			2	13,488.00
農地法第33条第1項に規定する農地			—	—
再生利用が困難な農地			—	—
優良農地 (維持管理の再開)			—	—
文書指導 (苫小牧市独自の区分)			5	9,155.00
前年度の遊休農地			—	—
合 計			7	22,643.00

◎ 再利用が困難な農地

	筆数	面積 (㎡)
非農地判定	2	13,488.00
非農地未判定	—	—
合 計	2	13,488.00

※ 第2号遊休農地については、利用意向調査実施し、意向確認後の調査で今後の対応について協議されるが、今回は事前に所有者の意向を確認済みで、今後の利用予定は無く、貸借・売買も希望しない事が確認されている事から「非農地」と判定した。

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について

整理番号 R5-11  
 利用権設定を受ける者 ■■■市字■■■番地の■■■  
 株式会社 ■■■■ 代表取締役 ■■ ■■  
 利用権設定をする者 ■■■市字■■■番地 ■■ ■■  
 利用権を設定する土地 苫小牧市字美沢57番4 27,297㎡  
 設定する利用権 賃貸借権  
 設定の時期 令和5年8月1日～令和5年10月31日  
 期間満了日 令和5年10月31日

(2) 第6回農業委員会総会の開催について

12月26日(火)からの開催予定

**農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による報告 確認書**  
**(農地等の利用状況報告)**

借人：(有) ■■■・■■■・■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■■		貸人：■■■ ■■■	作成者：■■■ ■■■	
法 3 条第 3 項関係		判断理由	取消し に該当	
第 3 項第 1 号 (解除条件)	・権利の取得後において、その農地を適正に利用していなと認められた場合に貸借の解除をする旨の条件付き契約。	事実はない。	しない	
第 3 項第 2 号 (地域調和)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	労働力が確保され、畜産業として農地を利用している。	しない	
第 3 項第 3 号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。  ※常時従事 : 150 日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員のいずれもが常時従事している。	しない	

## 参考

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消し に該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない